

周南市子どもの学習・生活支援事業 プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、周南市子どもの学習・生活支援事業（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

周南市子どもの学習・生活支援事業

(2) 業務の目的

別添企画提案仕様書の通り

(3) 業務内容

別添企画提案仕様書の通り

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市が指定する場所 他

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金7,353,720円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）099その他の（小分類）099その他または、（大分類）099その他の（小分類）006人材派遣サービスに登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生
手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条
の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(6) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力
を有し、適正な経理執行体制を有すること。

4. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和4年4月18日（月）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホーム
ページからダウンロード可能です。また、こども・福祉部こども局
次世代政策課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及
び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり
必要書類を提出してください。

- 参加表明書（様式2）
- 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

② 提出期限

令和4年5月9日（月）17時必着

③ 提出場所

周南市こども・福祉部こども局次世代政策課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方
法によることとします。また、不達及び遅配を原因として参加希望
者に不利益が生じても、周南市はその責を負いません。

※持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律
（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」とい
う。）を除く9時から17時までとします。

⑤ 提出部数 提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式3）を通知します。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和4年4月18日（月）9時から令和4年4月22日（金）17時までとします。（ただし、受信確認は、9時から17時15分までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

周南市こども・福祉部こども局次世代政策課

E-mail: jisedai@city.shunan.lg.jp

電話番号: 0834-22-8827（ダイヤルイン）

(4) 回答方法

令和4年4月26日（火）17時以降に周南市公式ホームページに掲載します。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式4）

② 企画提案書（任意様式）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月27日（金）まで（受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出場所

周南市こども・福祉部こども局次世代政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じて、周南市はその責を負いません。

※持参による場合は、休日を除く9時から17時までとします。

(5) 提出部数

提出部数は、正本2部、副本6部とします。

(6) その他

- ① 提出された企画提案書等は、提出期限までに自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。
- ② 参加表明書を提出しても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。
- ③ 企画提案書等の書類のうち、その内容に疑義があり、「7 選定方法」に示す「(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施」の前に確認が必要と次世代政策課が判断した場合、内容の説明を求め、提出期限によらず資料の再提出を求めることがあります。

7. 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施場所

別途通知します。

② 実施日時

令和4年6月1日(水)(予定)

※正式な日程・時間等は別途通知します。

③ 実施時間

企画提案の持ち時間は35分以内、評価委員からの質疑応答を15分以内、準備及び撤去を各5分以内とし、1提案者あたり60分以内とします。

④ 出席者

4名以内

⑤ その他

- 提案の説明に要するパソコン等の機材については、提案者で用意するものとします。ただし、プロジェクター・スクリーンについては、周南市で用意します。
- 企画提案書にない新たな提案や、追加資料の配付は認めません。
- プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で評価しますので、資料への社名等の記載、発言、服装等で参加者が特定されることがないように十分注意してください。
- 原則として、実施場所に参加者参集の上、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、Web会議等の形式により実施する場合があります。詳細については、必要に応じて別途通知します。

(2) 受託候補者の選定

① 評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市子どもの学習・生活支援事業プロポーザル評価委員会」が行います。

② 評価方法

業務実施体制及び企画提案内容、見積金額等について、評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の選定

- 評価点は、評価委員1人当たり150点満点、合計750点満点で採点し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とします。なお、各評価委員の採点の合計点で450点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を選定します。
- 同点の場合は、評価委員会の合議により順位を決定し、順位が最も上の者を受託候補者とします。
- 最低基準点以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行いません。
- 企画提案書の提出が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

④ 選定結果

選定結果は、令和4年6月20日（月）以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。ただし、参加者が2者以内の場合は、選定された受託候補者の評価点のみ公表する。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式5）」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8. 評価基準及び配点

別紙（プロポーザル方式における評価基準）のとおりとする。

9. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年4月18日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和4年4月18日(月)から 令和4年4月22日(金)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和4年4月26日(火)
④ 参加表明書の提出期限	令和4年5月9日(月)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和4年5月12日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和4年5月16日(月)から 令和4年5月27日(金)まで
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和4年6月1日(水)予定
⑧ 選定結果の通知	令和4年6月6日(月)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和4年6月13日(月)予定
⑩ 選定結果等の公表	令和4年6月20日(月)予定

10. 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11. 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を周南市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（周南市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式6）により、次世代政策課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、周南市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、これにより生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、周南市はいかなる責任も負いません。

1 2. 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
担当部署 周南市こども・福祉部こども局次世代政策課 企画担当
電話番号 0834-22-8827
FAX 番号 0834-22-8351
E-mail jisedai@city.shunan.lg.jp

○プロポーザル方式における評価基準

審査項目	評価項目	評価の視点	指標	配点	
組織	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	企業としての塾・家庭教師等、中学生に対する学習指導の実績 学習習慣の定着及び学力向上を図るために必要なノウハウを有しているか	10	
	業務実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	学習指導を行うのに適切な業務を提供できる体制であるか 生徒及び保護者からの相談に適切に対応できる体制であるか	10	
提案項目	提案事項を実施するにあたっての取組方針	本業務の目的や仕様を理解しているか	本業務の対象となる、様々な事情を持つ子どもの学習環境をどのように理解しているか	15	
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性、妥当性、創意工夫がなされているか	15	
	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか 独創的かつ実現性があるか 実施手法は的確であるか	提案内容は業務要求水準を充足しているか	目的、条件、内容の理解度	10
			独創的かつ実現性があるか	独創性・実現性	10
			提供可能な学習環境(教材等を含む)についての的確性、妥当性、創意工夫がなされているか	25	
			生徒及び保護者からの相談への対応についての的確性、妥当性、創意工夫がなされているか	15	
			新型コロナウイルス感染症の拡大防止策は十分であるか	10	
	中学校の一斉休校等、不測の事態への対応等についても考慮されているか 事故、トラブル、クレーム等の対策がなされているか	10			
プレゼンテーション能力	説明者の説明能力	提案内容の明確な説明及び質疑に対する的確な回答、理解しやすい資料の提示があるか	10		
価格点	見積金額	適正な見積もりがされているか	提案上限額を越えていないか 提案内容に対しての見積額は適切か	10	
合計※				150	

※審査委員1人あたりの配点